

## 令和6年第8回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第6

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

### 日程第7

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 6 ）

### 日程第8

議案第43号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

### 日程第9

議案第44号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

可決（ 20 ）

### 日程第10

議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 23 ）

## 令和6年第8回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 8月28日（水曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 8月28日（水曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	下石	昭廣
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	中石	均
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長  
事務局 局長補佐  
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局 (山田 正人)

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 (溝口 良信)

それでは、ただ今から令和6年第8回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第3ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村介貞さんと4番委員の中石均さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (溝口 良信)

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計6件14筆19,521㎡、うち田が11筆11,716㎡、畑が3筆7,805㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁51番から56番までのお目通しをお願いいたします。

議長 (溝口 良信)

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第16号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第16号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆352㎡、田が1筆352㎡でございます。詳細につきましては、総会資料5頁17番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見ありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第5、報告第17号農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第17号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて報告するもので、合計1件5筆4,196㎡、うち田が3筆2,308㎡、畑が2筆1,888㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第6、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計3件5筆2,946㎡、うち田が4筆2,660㎡、畑が1筆286㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料9頁24番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号24番、受付年月日：令和6年8月7日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字秋丸〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：352㎡です。今回、仮登記が抹消されたことにより受人の要望による贈与による所有権移転となります。受人は奥様と二人で50年農業に従事され7,911㎡を耕作し、申請地も使用貸借により耕作されており、合意解約と同時に申請書を提出されています。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有されています。農地法第3条第2頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道朗）

受付番号24番は8月23日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は假屋地区に住んでいて水稻を中心に農業偉経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は受人と奥さんの二人です。状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。

農地拡大を図るため、所有権の移転をするものです。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号25番、受付年月日：令和6年8月9日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字天神〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：286㎡です。受人の要望による売買による所有権移転となります。受人は申請地北側の中古住宅をリフォームし8月15日に転入されております。3月に取得された隣接する畑と合わせて905㎡を奥様と二人で中古の耕運機を購入され家庭菜園として耕作予定です。

農地法第3条第2頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号25番は8月23日に第1ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は令和6年3月に隣接する2筆については許可され、山之口から移住されているが今回申請地の所有権移転が完了したため申請するものであり、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 26 番、受付年月日：令和 6 年 8 月 9 日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字唐杉〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：田、合計面積：2,308 m<sup>2</sup>です。受人の要望による贈与による所有権移転となっております。受人は渡人の子供であり、高原町で旦那と二人で畜産業を営み、本町内で 12,004 m<sup>2</sup>を耕作され、農機具はトラクター 4 台、ダンプカー 1 台、タイヤショベル 1 台を所有されています。

農地法第 3 条第 2 頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

この案件は私の方で説明させていただきます。

受付番号 26 番は 8 月 23 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の石山さんは渡人の娘であり、高原町で和牛生産を行っております。渡人の中村さんが体調を悪くして、耕作ができなくなり、娘の石山さんが耕作をするとのことで申請をあげられました。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 24 番から 26 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 24 番から 26 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 7、議案第 42 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計6件6筆4,549㎡、うち田が1筆317㎡、畑が5筆4,232㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料11頁28番から12頁33番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号28番、受付年月日：令和6年8月9日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：五本松〇〇番〇〇、地目：田、面積：317㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は、一般個人住宅1棟、資金計画は借入になります。こちらの農地は、第二種中高層住居専用区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号28番は8月23日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在假屋住まいをされておりますが、申請地付近は保育園・スーパー・病院等が近くにあり住宅環境には最適なことから、家族が増えることもあって新たに申請地を購入し、一般個人住宅を建設するものです。

土地を造成するにあたり、土砂の流出防止のため境界にはブロックを積み防止を図るとのことです。汚水、生活排水につきましては、北側にある町の下水道に、また雨水等につきましては北側及び西側にある側溝に放流することです。以上のことから特に問題はないものと思われますので、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号29番、受付年月日：令和6年8月9日、受人：〇〇〇〇〇他1名、渡人：



議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号31番、受付年月日：令和6年8月9日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、面積：281 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟、資金計画は借入になります。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号31番は8月23日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は荒地となっており、今回住宅を建設することにより周辺環境の改善になると思われます。汚水については、公共下水道へ、雨水排水は南側道路側溝に接続するため、特に問題はないとし、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号32番、受付年月日：令和6年8月9日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字崎田〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、面積：1,713 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権移転で、転用目的はキヌギ植林の（追認）となっており始末書が提出されております。申請理由としまして、譲渡人の体調不良により農地が荒廃して山林化しています。今回、長女へ譲渡するため申請したものです。なお、申請地につきましては、農地法第44条第6頁第2号により第2種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

こちらの案件は私が説明をします。

受付番号32番は8月23日に第3ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は原野化していて、クヌギが植えてあります。渡人の中村さんが体調を悪くされてから耕作もされていません。隣接地も山林であり、雨水は地下浸透で問題はありません。以上のことから許可相当を考えます。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号33番、受付年月日：令和6年8月9日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：897 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場用地、資金計画は借入になります。こちらの農地は、工業地域です。農地法施行規則第44条第3合により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号33番は8月23日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人はアタックス隣で自動車整備店を営っていますが、敷地が手狭になり、又、中古車販売も行いたいと考えており、二軒隣の申請地を利用するもので、特段問題はないと判断し、許可相当としました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号28番から33番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号2

8番から33番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第43号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第43号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料13頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回3名の推薦が上がっております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（溝口 良信）

今回の候補者3名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第43号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第43号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第44号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第44号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計18件、27筆32,507㎡、うち田が15筆21,283㎡、畑が12筆11,224㎡でございます。利用権設定につきましては、合計2件3筆1,648㎡、うち田が1筆537㎡、畑が2筆1,111㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料15頁74番から18頁91番まで、利用権設定に関する総会資料は19頁184番から185番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第44号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定に関する総会資料、15頁74番から19頁185番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第44号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について決定いたしました。続きまして、日程第10、議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。利用権設定につきまして合計23件45筆43,864㎡、うち田が24筆23,218㎡、畑が21筆20,646㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（溝口 良信）

農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料22頁71番から26頁93番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありますか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について、総会資料22頁71番から26頁93番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。8月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(溝口 良信)

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第8回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時